



『生きていくことわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】 船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

古希 (こき) ◦ 鰥寡孤独 (かんかこどく) ◦ 庭訓 (ていきん)

【古 希】 ◇70歳のこと。

・唐の詩人の杜甫が「人生七十古来稀なり」と詠じたことから。

【鰥寡孤独】 ◇寄る辺もない独り者のこと。

・「鰥」は男やもめ、「寡」は未亡人、「孤」はみなし子、「独」は子供のいない老人のこと。

【庭 訓】 ◇家庭のしつけ・教育のこと。

・孔子の子の伯魚が、庭を通り過ぎようとしたとき、父(孔子)に呼び止められて、詩や礼を学ぶように教えを受けた、という故事による。

3月議会が3月27日に閉会しました。4日8日は県議会議員選挙の投票日です。4月22日は私たちの市議会議員選挙の投票日となります。千葉県は全国でも投票率が低く、さらに船橋市は千葉県でも低いのです。関心が低いのは議員の責任大です。「誰が議員になっても変わらない」と投票に行かない人がいるそうですが、そんなことはありません「変える議員」を選ぶために、是非投票所に足を運んでください。(今回は私が掲げる7つの改革のうち3つを掲載します)

①高齢者に優しい船橋にします

昨年、『市・県民税が大幅に増えた』と高齢者から悲鳴がぞくぞく届きました。担当課にも7000件を越える問い合わせ(ほとんど苦情)が届いたそうです。前年度に比較して10倍にもなった人もいます。

平成16年度に国の税制改正がありました。「均等割の見直し」「定率控除(減税)の見直し」「非課税措置の見直し」「老年者控除の廃止」「公的年金等控除の見直し」により負担増となったものです。

平成16年に市側から「船橋市市税条例の一部を改正する条例」が提案され、私たち保守系は全員賛成しました。恥ずかしながら不勉強でした。「国の法律が変わったので市条例も改正するものである」ということで、深く審議することもなく賛成したものです。こんなにも高齢者に対して負担増を強いるものとは知らなかったのです。すみませんでした。

ちなみに、私の持論は「国の制度改正が高齢者のみならず市民に負担が厳しくなるのであれば、市の努力により負担軽減を図るか、別な形で高齢者や市民に還元すべきである」と思っています。そのような話を議会で質問したら『船橋市はすでにやっている』との回答でしたが、実感の湧かないくらいのものでしょうから「高齢者の悲鳴」となってしまったのです。これからも私の持論を曲げずに主張してまいります。



また、長寿をお祝いして、町会・自治会を通じて、70歳『古希』77歳（喜寿）88歳（米寿）99歳（白寿）に5千円から2万円の記念品購入券を、そして100歳に長寿記念として3万円の記念品購入券を差し上げています。さらに民生委員を通じて、75歳に5千円、85歳に1万円、95歳に3万円、100歳以上になると毎年5万円の現金をお祝いとして差し上げています。

私は、お祝い金や購入券も結構ですが、『鰥寡孤独』で困っている高齢者や、病気がちな高齢者等に対する新しい施策（例えば、現在高齢者福祉課が行っている「緊急通報装置」を病気がちな高齢者のみに無償配布すると限定しないで、必要とする高齢者全員に無償配布する、か年金だけでも生活できる老人ホームを建設する等）を実施すべきであると考えています。



② 厳しい教育も時には必要

特に、弱腰の教員と教育委員会にメスを入れようと思っています。昔話をしてもしようがありませんが、私たちが小さい頃は、学校で怒られたり先生にゲンコツをもらっても親には言えませんでした。そんな話をすれば「お前が悪いからだ」と、今度は親に怒られるからです。『庭訓』がしっかりしていました。



私は、子供が悪い場合に、時には手を挙げてもやむを得ないと思っています。今は、そのようなことをすると「家でも手を挙げたことがないのにとんでもない。教育委員会に申し出る」ということになってしまいます。そうすると、言いたいことが言えなくて教員は子供達に甘く見られてしまいます。そのような人格形成や、思いやりの心を育む学校教育ができない状態を打破したいと思います。

また、教員がすべていいとは言いません。教員（管理職も含めて）が保護者や地域の評価を受けることを義務付ければ、緊張感を持って教育にあたるようになります。欠陥のある教育者を再教育する制度改革も必要です。

③ 環境を破壊する者、弱い者いじめをする者を徹底して懲（こ）らしめます

マイカーを大切にする気持ちはよく分かりますが、火のついたままのタバコを窓からポイ捨てするヤツは許しません。飼い犬の散歩でフンをさせたままの者は許しません。

「弱い者いじめ」には、学校のいじめ、親が子供をいじめる（DV）、上司が部下をいじめる、精神的、肉体的ないじめ等多様です。いずれにしても弱い者・無抵抗の者がいじめられます。

ポイ捨て防止条例にみられるように、法律でない様々なことが船橋市独自の条例で可能になります。市には犬のフンを放置すると罰せる条例がありますが、これにより罰した前例はないそうです。現在ある条例を周知させることも必要です。ないものは作ればいいのです。マナーの悪さは、寂しいかな厳しい罰則を設けることで対応せざるを得ません。

そして、船橋市にも児童相談所を作らなければなりません。どのいじめも良くありませんが、無抵抗の子供を虐待する親が一番許せません。児童相談所があれば、そこの職員がもっと家の中まで踏み込んでいけます。一刻も早い開設に努めます。



・ご自分が船橋を変えるつもりで投票所に足を運んでください。必ず変わります